

野外活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

野外活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

野外活動センター条例の一部を改正する条例（令和2年岩手県条例第52号）の施行期日は、令和3年4月1日とする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号。以下「条例」という。）第1条の4、第1条の6から第4条まで及び別表第2（これらの規定中条例別表第1の運動広場及びテニスコートの使用に係る部分に限る。）の改正規定 令和3年5月1日
- (2) 条例第1条の4、第1条の6から第4条まで及び別表第2（これらの規定中条例別表第1のキャンプ場、体育館及び宿泊室の使用に係る部分に限る。）の改正規定 令和3年7月1日